

民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針（骨子案）

0. はじめに

(1) 背景

近年、民間事業者によって、健康診断結果をはじめとする、体重、血圧、血糖値等の情報（いわゆる Personal Health Record。以下、「PHR」という。）を用いて、個人の健康維持や生活改善の支援をはじめとした多種多様なサービスが提供されている。我が国のPHRに関する取組としては、平成29年11月にマイナポータルを通じた予防接種歴の提供が開始されており、その後も乳幼児健診結果、特定健診結果、薬剤情報等を順次提供することを通じて、国民の予防、健康づくりの推進等が期待されている。

以上を踏まえ、「健康・医療・会議情報利活用検討会 健診等情報利活用WG」において、PHRの利活用に関して、目指すべき姿として、①国民・患者が自らの保健医療情報を適切に管理・取得できるインフラの整備、②保健医療情報を適切かつ効果的に活用できる環境の整備、③質の高い保健医療を実現するための保健医療情報の活用（研究開発等の推進）が示された。

このうち②において、安心・安全に民間PHRサービス等を活用できるルールの整備が求められ、具体的な課題として、①（マイナポータルAPI連携に求める基準の整備を含む）適切なルールの整備、②（マイナポータルAPI連携に係るものを含む）ルールの要件を満たしていることを証明するための仕組み及び③サービスの技術革新のスピードに対応できる見直しの体制が示された。

(2) 目的・必要性

本指針は、上記背景を踏まえつつ、健診等情報を取り扱う民間事業者によるPHRの適正な利活用が効率的かつ効果的に実施されることを目的として、民間PHR事業者が遵守すべき事項を示すものである。

本指針で示す事項は、民間企業等が法規制により遵守を求められている制度上の要求事項に加えて、健診等情報を取り扱う民間事業者による適正なPHRの利活用を促進するために必要と考えられる事項を含めて提示しているものである。

1. 本指針の基本的事項

(1) 民間PHR事業者及び対象情報の定義

- ▶ 対象情報（案）：マイナポータルAPI等を活用して入手可能な自身の健康診断等の個人情報保護法上の要配慮個人情報となる保健医療情報（以下「健診等情報」という。）
 - ※健診等情報の具体例として、予防接種歴、乳幼児健診、特定健診、レセプト記載の薬剤情報等が挙げられる。
 - ※専ら研究開発の推進等を目的として利用される健診等情報及び匿名加工された健診等情報は国民自身の利用が想定されないため、今回の検討では取り扱わない。
- ▶ 対象者（案）：健診等情報を取り扱うPHRサービスを提供する民間事業者等
 - ※本人が日々計測するバイタル・健康情報等のみを取り扱う事業者は対象事業者としては含めない。

(2) 本指針の基本的考え方

- 本指針の概要
- 本指針に記載のない制度上の要求事項
 - ①個人情報保護法関連ガイドラインの参照・準拠
 - ②マイナポータルAPI

2. 情報セキュリティ対策

- 基本的な考え方
- 基本方針の策定
- 健診等情報の取扱いに係る規律の整備
- 組織的安全管理措置
- 人的安全管理措置
- 物理的安全管理措置
- 技術的安全管理措置
- 漏えい等の事案が発生した場合等の対応
- リスクマネジメントシステム
- 留意すべき事項

3. 個人情報の適切な取扱い

- 基本的な考え方
- 情報の公表
- 同意取得
- 消去・撤回
- 留意すべき事項

4. 健診等情報の保存・管理、相互運用性の確保

- 基本的な考え方
- 本人を介した相互運用性の確保
- 事業者間でのデータ移管の確保
- 留意すべき事項

5. その他（要件遵守の担保方法）

- 基本的な考え方
- 民間PHR事業者に求められる適切な事業運営・体制
- 要件遵守の担保方法
- 留意すべき事項

別紙1 制度上の要求事項

別紙2 本指針の要件に係るチェックシート